



平成21年 5月14日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 J ス ト リ ー ム
本 社 所 在 地	東 京 都 澁 谷 区 澁 谷 三 丁 目 25 番 18 号
代 表 者 氏 名	代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 白 石 清 (コ ー ド 番 号 : 4308 東 証 マ ザ ー ズ)
問 い 合 せ 先	取 締 役 総 務 人 事 部 長 保 住 博 史 電 話 03-4363-7100

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月14日開催の取締役会において、平成21年6月26日開催予定の第12期定時株主総会に、下記のとおり定款一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 今後のグループ戦略の拡充に備えるため、事業目的の一部を、追加整備するものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という)の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。

- ① 決済合理化法附則第6条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成21年1月5日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社定款第7条(株券の発行)を削除し、併せて株券に関する文言の削除及び修正を行うものであります。
- ② 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主及び実質株主名簿に関する文言の削除及び修正を行うものであります。
- ③ 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- ④ その他、必要な規定及び文言の加除、修正、条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 定款変更の日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成21年6月26日
定款変更の効力発生日	平成21年6月26日

以 上

(別紙)

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. インターネットを利用した画像データ、音声データの提供サービス業</p> <p>2. インターネットを利用した広告業 (新設)</p> <p>3. コンピュータに関するハードウェア・ソフトウェアの開発・販売</p> <p>4. インターネットを利用した各種情報提供サービス業</p> <p>5. インターネットに関する技術指導・コンサルティング</p> <p>6. 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第8条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第10条～第36条 (省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. <u>インターネットを利用した会員情報管理、商取引、決済処理に関する業務の受託</u></p> <p>4. <u>テレビ番組、音声・映像ソフト等のデジタルコンテンツ、出版物の企画・制作及び販売業</u></p> <p>5. (現行どおり)</p> <p>6. (現行どおり)</p> <p>7. (現行どおり)</p> <p>8. (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第7条 当社の株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない</p> <p>第9条～第35条 (省略)</p> <p>(附則)</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p data-bbox="810 284 1410 427"><u>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p data-bbox="810 472 1410 622"><u>第2条 附則第1条から本条までの規定は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削るものとする。</u></p>